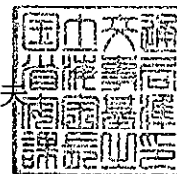


国海安第87号
平成22年8月27日

社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
久保田 秀夫



航海用レーダー反射器の経過措置の適用期限に関する
船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
ついては、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

